

2011年度収支決算
収支計算書

自 2011年 1月 1日
至 2011年12月31日

総括表

(単位：円)


科 目	予算額	決算額	差異
I 収入の部			
会費・賛助金	4,500,000	4,449,000	51,000
寄付金・補助金・協賛金	72,000,000	78,402,234	△ 6,402,234
受取利息	0	5,105	△ 5,105
当期収入合計 (A)	76,500,000	82,856,339	△ 6,356,339
前期繰越収支差額	56,219,746	56,219,746	0
収入合計 (B)	132,719,746	139,076,085	△ 6,356,339
II 支出の部			
事業費			
海外調査研究経費	1,500,000	1,335,232	164,768
国内調査研究経費	8,000,000	7,457,965	542,035
地域セミナー関連経費	1,000,000	140,411	859,589
ネットワーク拡大費	1,000,000	211,665	788,335
シンポジウム費	2,000,000	1,553,328	446,672
広報事業費	13,000,000	7,699,606	5,300,394
医師・看護師等研修助成事業費	40,000,000	32,678,552	7,321,448
運航円滑化・高度化業務助成事業費	5,000,000	1,116,321	3,883,679
事業業務委託費	8,400,000	8,064,750	335,250
事業費計	79,900,000	60,257,830	19,642,170
管理費			
事務用品費	1,100,000	658,331	441,669
賃借料	6,700,000	6,583,691	116,309
通信費	1,000,000	500,972	499,028
旅費・交通費	1,200,000	915,730	284,270
水道光熱費	400,000	198,322	201,678
管理業務委託費	2,200,000	2,343,789	△ 143,789
会議費	1,500,000	945,598	554,402
支払手数料	200,000	80,745	119,255
その他	790,000	291,266	498,734
管理費計	15,090,000	12,518,444	2,571,556
当期支出合計 (C)	94,990,000	72,776,274	22,213,726
当期収支差額 (A) - (C)	△ 18,490,000	10,080,065	△ 28,570,065
次期繰越収支差額 (B) - (C)	37,729,746	66,299,811	△ 28,570,065

監査報告書

私は、特定非営利活動法人救急へり病院ネットワークの定款第 48 条に従い、平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの第 13 期会計年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等を監査しました結果、適法かつ正確である事を認めます。

平成 24 年 1 月 31 日

特定非営利活動法人救急へり病院ネットワーク

監事 緒方 喜祐 

監事 村田 憲亮 

独立監査人の監査報告書

平成24年 1月31日

特定非営利活動法人 救急へり病院ネットワーク

理事長 國松孝次 殿

宿谷公認会計士事務所

公認会計士 宿谷太一郎



私は、特定非営利活動法人 救急へり病院ネットワークの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、収支計算書、貸借対照表及び財産目録（総括表、一般事業、ドクターへり支援事業）について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、特定非営利活動法人 救急へり病院ネットワークの第13期事業年度の収支の状況及び同事業年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

特定非営利活動法人 救急へり病院ネットワークと私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上